

令和 4 年 度

佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計決算審査意見書

佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員

佐 清 監 第 7 号
令和5年8月25日

佐倉市、酒々井町清掃組合
管 理 者 西 田 三 十 五 様

佐倉市、酒々井町清掃組合
監査委員 京 増 孝 一
監査委員 徳 永 由美子

令和4年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計決算の審査意見書について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度 佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計決算審査意見書

第1 審査の対象

1 審査の対象となる決算

佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算

2 審査対象年度

令和4年度

第2 審査の期間

令和5年8月25日

第3 審査の着眼点及び方法

- 1 決算審査に当たっては、決算書及びその他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の運営が、法令等の規定に沿って適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適正か等を次の主な着眼点に基づき実施した。

主な着眼点

- (1) 決算書は、適正かつ正確に作成されているか。
 - (2) 予算の執行は、適正かつ効率的に執行されているか。
 - (3) 収入支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか。
 - (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われ、その理由に妥当性があるか。
- 2 審査については、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和5年8月25日に各課に対して行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

令和4年度における一般会計の決算については、適正であると認められた。

審査の結果は、下記のとおりであり、十分に留意されたい。

記

(1) 決算の概要について

令和4年度一般会計は、歳入1,784,016,800円（対前年度比3.2パーセント増）、歳出1,732,852,045円（同7.6パーセント増）で、歳入歳出差引額は51,164,755円（同56.5パーセント減）となっている。

歳入・歳出ともに前年度に比して増となっている。歳入については、財政調整基金の取崩しによる繰入金の増額及び鉄・アルミカンの売払いなどの売払い収入等が増等によるものである。他方、歳出については、清掃施設管理運営事業による設備の定期点検や修繕・補修工事の増等によるものである。

(2) 一般会計における歳入について

一般会計における歳入のうち分担金及び負担金は、約8億2千万円で前年度に比べると約2千万円(2.2パーセント)の増となっている。これは主に、組織市町負担金の増によるものである。

使用料及び手数料の収入は約4億4千万円で、前年度と比べ約1千万円の減となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた飲食店等のごみの搬入量の増加を予想したが、見込まれなかった事によるものである。

(3) 一般会計における歳出について

一般会計における歳出は、約17億3千万円で、前年度に比べて約1億2千円(7.6パーセント)の増となっている。

総務費については、約1億4千万円で、前年度に比べ約1千円の増となっている。これは、国庫支出金等返還経費などによるものである。

衛生費については、約12億5千万円で、前年度と比べ約7千万円の増となっている。これは、委託料の増などによるものである。

公債費については、約2億8千万円で、前年度と比べ約9千万円の増となっている。これは、償還金元金の増額などによるものである。

不用額については、約3千万円で、前年度と比べ約4千万円の減となっている。

執行率は、98.0パーセントと前年度比べ3.3ポイント増加しており、各事業の予算は、おおむね計画どおり執行されていることが認められた。

最後に、本意見書を踏まえ、令和4年度の決算状況を詳細に分析し、令和5年度の財政運営及び令和6年度の予算編成に活かされることを、監査委員の総意とする。